

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【公表番号】特表2017-503685(P2017-503685A)

【公表日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2016-541045(P2016-541045)

【国際特許分類】

B 3 2 B	15/095	(2006.01)
C 0 8 G	18/00	(2006.01)
B 3 2 B	5/18	(2006.01)
B 3 2 B	27/36	(2006.01)
B 3 2 B	27/40	(2006.01)
C 0 8 G	101/00	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	15/095	
C 0 8 G	18/00	F
B 3 2 B	5/18	
B 3 2 B	27/36	1 0 2
B 3 2 B	27/40	
C 0 8 G	101/00	

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月11日(2017.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属シート、

第1面および第2面を有するポリウレタンのフォーム、ならびに  
ポリカーボネートのシート、フィルムまたはラミネート

を備える構造用防護パネルであって、

前記フォームが、前記第1面で前記金属シートと接着し、かつ前記第2面で前記ポリカーボネートのシート、フィルムまたはラミネートと接着し、かつ、

前記フォームが、

1種以上のイソシアネート、

1種以上のポリエステルポリオールおよび1種以上のポリエーテルポリオールをを含んでなる1種以上のポリオール、

発泡剤、ならびに

任意に、界面活性剤、触媒、顔料、染料、充填剤、酸化防止剤、難燃剤および安定剤からなる群から選択される1種以上の化合物

を含んでなる、前記構造用防護パネル。

【請求項2】

前記金属が、スチール、アルミニウム、鉄、銅、スズ、鉛、ニッケル、真鍮、チタン、亜鉛およびそれらの合金からなる群から選択されるものである、請求項1に記載の構造用防護パネル。

**【請求項3】**

前記パネルが弾丸耐性を有する、請求項1に記載の構造用防護パネル。

**【請求項4】**

前記パネルが、木材、金属および複合材からなる群から選択される1つ以上の材料で囲まれている、請求項1に記載の構造用防護パネル。

**【請求項5】**

1つ以上の信号防護フィルムをさらに含む、請求項1に記載の構造用防護パネル。

**【請求項6】**

前記フォームが、機械的な留め具によらず、前記第1面で前記金属シートと接着し、かつ前記第2面で前記ポリカーボネートのシート、フィルムまたはラミネートと接着している、請求項1に記載の構造用防護パネル。

**【請求項7】**

複数の構造用防護パネルを備えた構造体であって、

各パネルが、金属シート、第1面および第2面を有するポリウレタンのフォーム、ならびにポリカーボネートのシート、フィルムまたはラミネートを備え、

前記フォームが、前記第1面で前記金属シートと接着し、かつ前記第2面で前記ポリカーボネートのシート、フィルムまたはラミネートと接着し、かつ、

前記フォームが、

1種以上のイソシアネート、

1種以上のポリエステルポリオールおよび1種以上のポリエーテルポリオールをを含んでなる1種以上のポリオール、

発泡剤、ならびに

任意に、界面活性剤、触媒、顔料、染料、充填剤、酸化防止剤、難燃剤および安定剤からなる群から選択される1種以上の化合物

を含んでなる、前記構造体。

**【請求項8】**

前記金属が、スチール、アルミニウム、鉄、銅、スズ、鉛、ニッケル、真鍮、チタン、亜鉛およびそれらの合金からなる群から選択されるものである、請求項7に記載の構造体。

**【請求項9】**

前記パネルが弾丸耐性を有する、請求項7に記載の構造体。

**【請求項10】**

前記パネルが、木材、金属および複合材からなる群から選択される1つ以上の材料で囲まれている、請求項7に記載の構造体。

**【請求項11】**

1つ以上の信号防護フィルムをさらに含む、請求項7に記載の構造体。